

2020年6月10日

各位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 工藤 稔

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた方々への 保険料の払込猶予期間の追加延長措置について

大同生命保険株式会社（社長：工藤 稔）では、「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたご契約者さまを支援するために、保険料のお払込を猶予する期間を延長する特別取扱を行っています。

このたび、感染拡大によるご契約者さまへの影響が長期化している状況を踏まえ、払込猶予期間を追加延長し、さらに追加延長後の期日までに猶予した保険料のお払込が困難なお客さまには、猶予期間中の保険料の払込期間を延長することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特別取扱の追加延長

- ・ 保険料払込猶予期間に関する特別取扱（お申出により保険料のお払込を猶予する期間を最長2020年9月30日まで延長する取扱）につき、保険料のお払込を猶予する期間を3ヵ月延長し、2020年12月31日までとします。

	変更前	変更後
保険料のお払込を 猶予する期間	2020年9月30日まで	<u>2020年12月31日まで</u>

2. 猶予期間内における保険料のお払込が困難な場合の取扱

- ・ 保障を継続いただくためには、猶予した保険料を2020年12月31日までにお払いいただく必要がありますが、お払込が困難な場合は、2021年1月から保険料のお払込を再開いただくことにより、猶予した保険料の払込期限を2021年10月31日までとします。また、分割してお払いいただくことも可能です。
- ・ 実施のご案内・取扱内容の詳細につきましては、時期がまいりましたらご契約者にご案内いたします。

<ご参考：「新型コロナウイルス感染症」に関する各種お取扱い（6/10 現在）>

※詳細は当社HPをご覧ください。

<https://www.daido-life.co.jp/company/important/2020/20200313.html>

「新型コロナウイルス感染症」により影響を受けられたお客さま専用のお問合せ先（コールセンター）

0120-901-367（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00（土・日・祝日を除きます）

以上

〔ニュースリリースに関するお問合せ先〕 広報課 TEL03-3272-6206